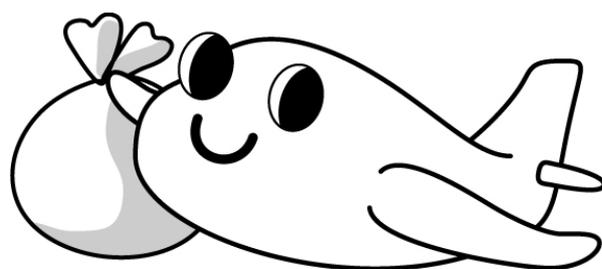


# 大空町一般廃棄物処理基本計画

～概要版～



大 空 町

## 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、廃棄物の排出抑制および発生から最終処分に至るまでの廃棄物の適正な処理、また、「循環型社会」の構築を目指して、計画的に廃棄物処理を推進するための基本方針となるものです。

現在、廃棄物処理は、ごみ量の増大やダイオキシン類問題、環境意識の高まりなどを背景に、適正な処理・処分はもちろんのこと、ごみの発生抑制や再利用・再生利用を重視する方向に移行しています。国では、ダイオキシン類対策を推進し、循環型社会の構築を推進するため、廃棄物の減量化の目標値を示すとともに、廃棄物や各種リサイクルに関連する法律を整備しています。

前回計画以降、国の廃棄物処理法に基づく基本方針「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成 22 年 12 月)」や「北海道廃棄物処理計画(平成 22 年 4 月)」が策定され、ごみの減量や再生利用の目標が新たに示されました。

本計画では、これらの目標を参考とし、新たな目標達成のための課題や計画の策定を行うものとしてします。

## 計画の位置付け



計画期間：平成 24 年度～平成 38 年度

※廃棄物の処理を取り巻く環境の変化を考慮し、概ね 5 年ごとに改訂を行うこととします。

## 循環型社会に向けた基本原則

平成 13 年 1 月に施行された循環型社会形成推進基本法では、環境負荷をできる限り低減するという観点から、基本原則として、以下の優先順位が定められました。

### ① 発生抑制（リデュース）

“もの”の発生自体を抑制することにより、廃棄物等になる量を削減していくことです。

### ② 再使用（リユース）

“もの”が“循環資源”となった場合、まず、環境負荷の少ない再使用を目指すことです。

### ③ 再生利用（マテリアル・リサイクル）

再使用が不可能な“循環資源”については、全部または一部を原材料として再生利用を目指すことです。

### ④ 熱回収（サーマル・リサイクル）

再生利用についても不可能な“循環資源”であって、熱回収が可能なものについては、熱を得ることによって、有効利用を目指すことです。

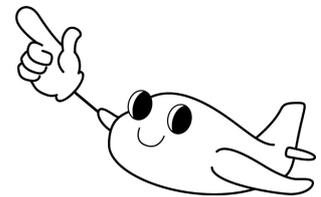
### ⑤ 適正処分

①から④までで有効利用が不可能な“循環資源”については、焼却、減容、埋立など、適正に処分することです。

町民・事業者・行政が環境保全とごみ減量化の意識を高め、持続可能な循環型社会形成に向けた各種取り組みを実施する必要があります。

### 循環型社会とは・・・

限りある資源を大切にするために、天然資源の消費を抑えた環境にやさしい社会のことです。



## 達成目標

基本方針を効果的に推進し、実効性のあるものとするため、本町で達成すべき減量化・資源化目標を定めます。

目標値は、国および北海道の目標を考慮するとともに、本町のごみ処理の現状や課題を踏まえて、下記のとおり定めます。

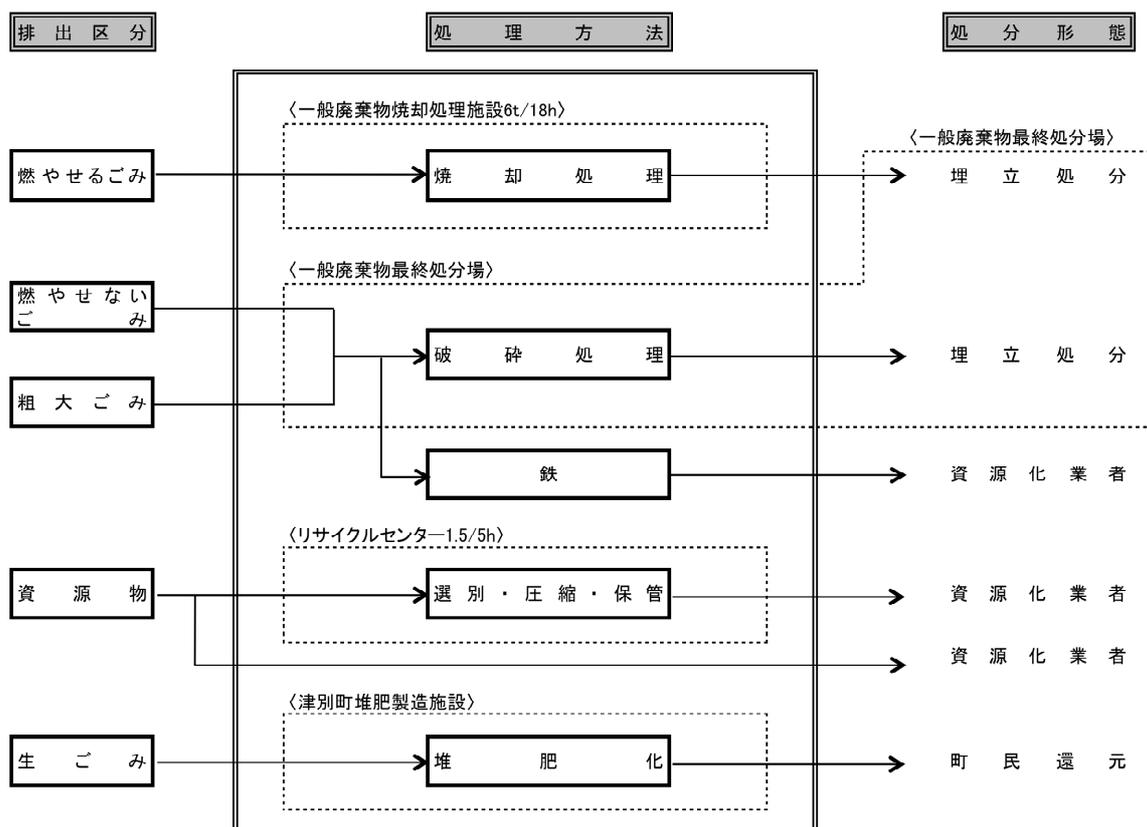
※数値目標の達成年度は、北海道の目標年度と同様に平成 26 年度とします。

項 目		実績(H19)	実績(H22)	目 標
(1) 減量目標	家庭系原単位 (収集ごみ原単位)	723g/人・日	617g/人・日	600g/人・日以下
	ごみ排出量	2,823.18t/年	2,556.34t/年	平成 19 年度比 10%削減
(2) リサイクル率		26.9%	35.4%	30%以上を維持
(3) 最終処分量		1,254.32t/年	1,056.48t/年	平成 19 年度比 19%削減

## ごみ処理の体系

燃やせるごみは、東藻琴地区にある焼却施設で処理を行った後、焼却残渣を、燃やせないごみ、粗大ごみとともに、女満別地区にある最終処分場で埋立処分しています。なお、燃やせないごみ、粗大ごみについては、前処理施設にて破碎・鉄類回収を行っています。

資源ごみについては、一部（発泡スチロール、トレイ類、プラスチック製容器包装）をリサイクルセンターで処理していますが、その他は町で保管した後、資源化業者に引き渡しています。また、生ごみは、平成22年度より、津別町堆肥製造施設にて堆肥化しています。



## ごみ処理の有料化※平成17年4月から実施。

種類		内容	
燃やすごみ 燃やせないごみ	指定ごみ袋	容量	10枚1セット
		50袋	100円
		100袋	200円
		150袋	300円
		300袋	600円
生ごみ	指定ごみ袋	30袋	60円
		50袋	100円
		100袋	200円
		150袋	300円
		300袋	600円
粗大ごみ	ごみ処理券	1個300円(指定袋に入らないごみ)	
廃棄物処理場への自己搬入		90円/10kg燃やすごみ・燃やせないごみ・生ごみ	
愛玩動物の死体の自己搬入		300円/1頭	

各取扱商店、コンビニ等で販売

## ごみ分別・収集方法

分別区分	ごみの種類	排出形態	収集方式	収集回数
<b>燃やすごみ</b>	紙くず類、木製品、皮製品、プラスチック製品、衣類・布類(綿 50%以上は資源物)	指定ごみ袋	ステーション および 戸別収集	週 1 回
<b>燃やせないごみ</b>	金属類、陶器・ガラス類、小型家電製品、木・枝・枯葉、貝殻			
<b>生ごみ</b>	調理くず、食べ残し、コーヒー・お茶がら、ペットフード			
<b>資源物</b>	空き缶	スチール缶、アルミ缶(スプレー缶)	透明・半透明の袋 紙類はひもで縛る	ステーション
	ビン	ガラス製		
	ペットボトル	飲料用、調味料など		
	その他プラ (容器包装プラスチック)	袋、ボトル、カップ、ケース、その他		
	トレイ類	白トレイ		
	紙類	新聞、ピン雑誌、紙パック(牛乳)段ボール、厚紙、のりどめ雑誌、紙箱、封筒類		
	古着	古着は綿 50%以上 (以下は燃やすごみ)		
	廃油	サラダ油、てんぷら油		
<b>有害ごみ</b>	蛍光管、電球、乾電池、水銀体温計	箱か袋に入れる	ステーション または 直接搬入	週 1 回
<b>粗大ごみ</b>	家具・寝具、家電製品、ストーブ、自転車、指定ごみ袋に入らないもの	ごみ処理券	戸別収集	市:毎週 農:隔週 東:月1回

※市：市街部、農：農村部、東：東藻琴地区

## 処理施設・中間処理施設

処理対象物	施設名	住所	備考
<b>燃やすごみ</b>	一般廃棄物焼却処理施設	東藻琴 780 番地の 2	津別町と広域処理
<b>燃やせないごみ</b>	一般廃棄物最終処分場	女満別住吉 680 番地の 1	
<b>生ごみ</b>	堆肥製造施設（津別町）	津別町共和	津別町と広域処理
<b>資源物</b>	リサイクルセンター	女満別中央 254 番地の 1	

生ごみは  
堆肥化（資源化）しています。  
津別町の堆肥製造施設で堆肥化し、  
町民のみなさまに還元しています。（年 2 回実施）



## 町・町民・事業者の役割

町の役割	町民の役割	事業者の役割
<b>教育・啓発活動</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>発生抑制、排出抑制など循環型社会構築へ向けた教育・啓発活動の充実</li> <li>施設見学会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生抑制、排出抑制など循環型社会構築へ向けた意識の向上</li> <li>ごみ処理状況の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生抑制、排出抑制など循環型社会構築へ向けた意識の向上</li> <li>ごみ処理状況の理解</li> </ul>

<b>排出抑制</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>手数料徴収の継続、料金や徴収方法、収集方法の見直し</li> <li>生ごみの減量</li> <li>過剰包装の抑制の推進</li> <li>多量排出し業者に対する減量化指導の徹底</li> <li>ものの長期使用の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理手数料の費用負担への理解と協力</li> <li>生ごみの分別排出の精度の向上</li> <li>簡易な包装商品の選択</li> <li>リサイクルしやすい商品、長期間使用できる商品、詰替え商品などを選ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理手数料の費用負担への理解と協力</li> <li>生ごみの分別排出の精度の向上</li> <li>生ごみ処理機の活用</li> <li>商品の簡易包装化</li> <li>減量化計画、目標の策定</li> <li>生産工程、調理工程、梱包工程等の見直しによるごみの減量</li> <li>リサイクルしやすい商品づくりに努める</li> <li>商品が長期間使用できるように修理体制や部品の交換の容易性など工夫する</li> <li>詰替え商品の販売やばら売りの推進に努める</li> </ul>

## 具体的な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> <li>○生ごみ処理機購入費補助制度</li> <li>○『3Rのススメ』の推奨</li> <li>・Reduce(出さない)</li> <li>・Reuse(繰り返し)</li> <li>・Recycle(資源化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生ごみ処理機の活用</li> <li>○マイバックの活用(レジ袋を断る)</li> <li>○マイ箸等の活用(割り箸・スプーンを断る)</li> <li>○包装の簡易化(のし紙のみ、必要最小限)</li> <li>○詰め替え商品を積極的に購入</li> <li>○食べ残しの持ち帰り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マイバックの推奨(レジ袋削減への協力)</li> <li>○割り箸等の削減(繰り返し使えるものへ)</li> <li>○包装の簡易化(過剰包装削減への協力)</li> <li>○詰め替え商品の推奨</li> <li>○『オリ』の用意(食べ残し削減への協力)</li> </ul>
--	--	---

<b>再使用・再生利用</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>資源物の分別収集の継続</li> <li>再生資源の利用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別排出の精度の向上</li> <li>再生品の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別排出の精度の向上</li> <li>再生資源および再生品の積極的利用</li> <li>事業者間の連携により、排出抑制および資源化を円滑かつ効率よく実施</li> </ul>

## 具体的な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> <li>○『3Rのススメ』の推奨</li> <li>・Reduce(出さない)</li> <li>・Reuse(繰り返し)</li> <li>・Recycle(資源化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正な分別(汚れ、異物等の混入)</li> <li>○エコマーク商品等の購入</li> <li>○下取り(引取)サービスの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境配慮型製品の推進(グリーン購入等)</li> <li>○事務用品等の長期使用</li> <li>○フリーマーケットの出店</li> </ul>
--	--	---

## 生活排水処理基本計画

生活排水処理の重要性について積極的な啓発を行うとともに、下水道整備の拡充、合併処理浄化槽の設置推進、し尿前処理施設の適切な運転・管理等の施策を講じ、公共用水域の水質保全、快適で衛生的な居住環境を確保していきます。また、豊かな自然環境についても保全していくこととします。

### 生活排水処理の基本方針

生活排水処理に係る理念を早期に実現させるための基本方針を以下のとおりとします。

#### A. 下水道水洗化率の向上

下水道区域内の未水洗化家屋に対する下水道への接続を推進します。

#### B. 合併処理浄化槽の設置推進

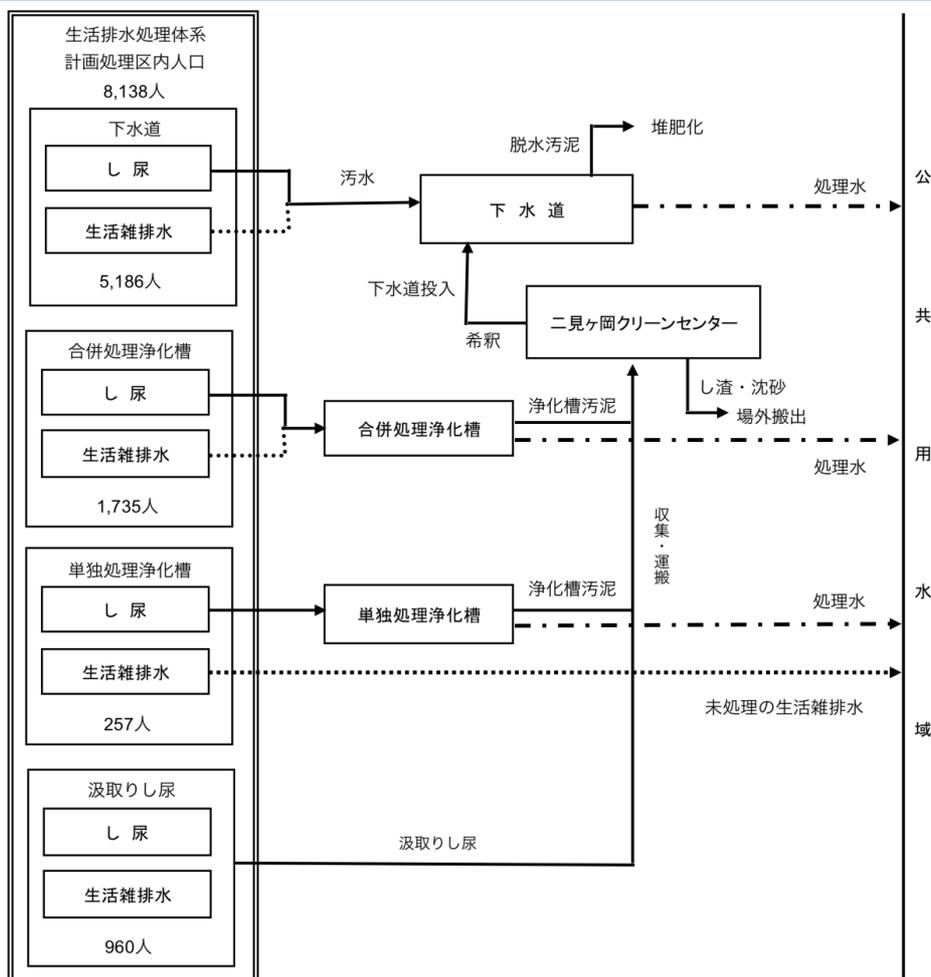
下水道区域外の生活排水処理率の向上を図るため、浄化槽設置整備事業制度の活用を図り、合併処理浄化槽の設置を推進します。

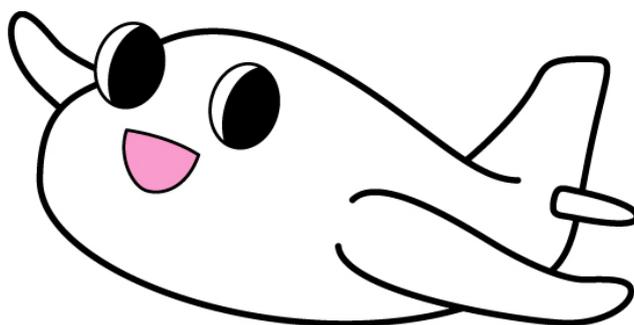
また、既設の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を指導していきます。

#### C. 汲取りし尿等の処理

汲取りし尿および浄化槽汚泥は、二見ヶ岡クリーンセンターで処理を行います。施設については、維持管理の適正化をさらに図ります。

## 生活排水処理体系





## 大空町一般廃棄物処理基本計画～概要版～

(平成24年2月)

### 北海道 大空町

**役場住民課住民グループ**

〒099-2392 北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号

電話0152-74-2111 (内線103)

**東藻琴総合支所住民福祉課住民グループ**

〒099-3293 北海道網走郡大空町東藻琴360番地の1

電話0152-66-2131 (内線433)